

2020年12月28日

横浜市政記者クラブ加盟各社各位

カジノを考える市民フォーラム共同代表
一般社団法人勁草塾代表理事 齋藤 効
横浜地方自治研究センター理事長 岡 真人
生活クラブ運動グループ横浜未来アクション
世話人 若林 智子

本日、「カジノを考える市民フォーラム」は、別紙の「住民投票条例の制定に向けた要請書」を横浜市会議員（86名）に送付いたしました。

なお、資料の2「武田真一郎教授・見解」につきましては、報道記事などをもとに、「カジノを考える市民フォーラム」から要請し、述べていただいたものです。

市会議員の回答結果につきましては、後日改めて、お知らせいたします。

カジノを考える市民フォーラム事務局

住所 〒232-0044

横浜市南区榎町2-51

齋藤つよし事務所

TEL 045-315-7530

FAX 045-315-7540

Email t-saitou.jimusho@zd.wakwak.com

2020年12月28日

横浜市会議員の皆様

住民投票条例の制定に向けた要請書

カジノを考える市民フォーラム共同代表
一般社団法人勁草塾代表理事 斎藤 効
横浜地方自治研究センター理事長 岡 真人
生活クラブ運動グループ横浜未来アクション
世話人 若林 智子

議員各位におかれましては、議会そして市民との対話・交流を図りながら、市民生活向上に向け、ご奮闘されていることに心から敬意を表します。

とりわけ、本年は横浜港へ寄港した「ダイヤモンド・プリンセス」号に乗船された乗客・乗員から新型コロナウイルス感染者が発生したことに始まり、この感染症に対応すべく多々ご苦労があったと思います。年を越しての対策となりますが、市民の生命と暮らしを守るために、より一層のご奮闘をお願いする次第です。

さて、このような中、横浜市はカジノを含む統合型リゾート事業（IR）誘致に取り組み、市議会での議論や政府との調整を経ながら、今月11日本事業を開発・誘致する民間事業者に、IRの具体的条件を定めた「実施方針」の案を示しました。

私たち「カジノを考える市民フォーラム」は、このような形で進められている横浜市の対応に強い危機感を感じ、横浜市長に対して、横浜市民が現在求めているのは、カジノIR事業ではなく、新型コロナ対策であると申し入れてまいりました。

また、多くの市民と共に、「カジノIR事業の是非は、住民投票で決めよう」と条例制定を求める署名運動に取り組み、実に193,193筆（必要法定数の3倍強）という市民の意志が示されましたので、市に直接請求いたしました。新型コロナウイルスの拡大の中、市民の行動に多くの制約があったものの、集められた署名の重さを議員各位におかれましては、しっかり受け止めていただきたいと思います。そして、1月早々に議会が招集され、市長の見解を踏まえ、その賛否が議論されると思いますが、何とぞ住民投票条例制定に賛同していただくことを、強く要請します。議員として、誤りのない選択をしていただきたいと切に願うものです。

政治は地方政治・中央政治とありますが、とりわけ近年の国政に見られる、数の横暴・利権腐敗など、そのことが政治への信頼を著しく低下させています。これは民主主義の危機的状況と言えるでしょう。だからこそ、市民の率直な声を聞き、受け止めていく、市民に身近な政治でなければならないことに改めて深く思いをいたすべき時だと考えます。横浜市会がその誤りを犯さないことを切に要望します。

なお、年末年始のお忙しい中、大変恐縮ですが、議員各位の条例制定の賛否について、そのお考えをお教えいただければと思います。

その回答につきましては、私たちの HP などに掲載させていただきたいと考えております。なお、恐縮ですが 1 月 5 日までに、別紙回答用紙にご記載の上、返信用封筒、FAX、Email などでご返送いただけすると幸いです。

返信用封筒 同封

FAX 045-315-7540

Email t-saitou.jimusho@zd.wakwak.com

カジノを考える市民フォーラム事務局

住所 〒232-0044

横浜市南区榎町 2-51

斎藤つよし事務所

TEL 045-315-7530

FAX 045-315-7540

Email t-saitou.jimusho@zd.wakwak.com

参考資料 1 「カジノを考える市民フォーラム」の取り組み

参考資料 2 武田真一郎氏見解（成蹊大学法科大学院教授）

この見解は報道記事等をもとに、「カジノを考える市民フォーラム」から要請したものです。

参考資料 1

カジノを考える市民フォーラムの取り組み（概要）

(1) 講演会の開催

① 第1回講演会「ハーバーリゾート構想を聞く」

講師 水上裕之氏 昨年10月30日 於・港運会館

② 第2回講演会「カジノ幻想を学ぶ」

講師 鳥畠与一氏・水上裕之氏 昨年11月30日於・ワクピア

③ 第3回講演会「カジノ・ニューヨークからの警告」

講師 村尾武洋氏 昨年12月26日 於・県地域労働文化会館

④ 第4回講演会「横浜の都市計画にカジノはNO」

講師 森誠一郎氏ほか 2月3日 於・技能文化会館

⑤ 第5回講演会「市民が決める・住民投票条例」

講師 武田真一郎氏 3月5日 於・県地域労働文化会館

⑥ 第6回講演会「コロナ禍・カジノ幻想を斬る」

講師 鳥畠与一氏 7月25日 於・技能文化会館

(2) リレーメッセージの取り組み

カジノに反対する声を結集して、ユーチューブにアップしています。

回 答

横浜市会議員 _____

条例制定の賛否・ご意見など

参考資料2

住民投票条例直接請求に対する市長の意見について

成蹊大学法科大学院 武田真一郎

IR誘致に関する住民投票条例の直接請求に対する市長の意見（以下「市長意見」という）は、住民投票の意義および直接請求が行われた背景に対する理解を欠いており、著しく失当であると思われる。その理由は次のとおりである。

(1) 人類の歴史の中で選挙制度に勝る民主主義の制度は未だに発明されていない。およそ民主主義を標榜する近代国家では、選挙制度を中心とする間接民主制（代表民主制）によって政治や行政が運営されていることは揺るぎのない事実である。しかし、選挙制度には重大な欠陥がある。それは、選挙で選ばれた代表が必ずしも民意を反映せず、住民の望むことをしない、あるいは住民が望まないことをしようとしていることである。このような現象を間接民主制の機能不全ということができる。選挙で示された民意を議員や長があからさまに無視することはさすがに困難なので、間接民主制の機能不全は選挙の際に争点とならなかつた事項について生じることが多いのは言うまでもない。

このように選挙制度の欠陥に由来する間接民主制の機能不全は民主主義の宿命であるが、そこで必要となるのが住民投票のような直接民主制である。住民は選挙で選ばれた議員や長が民意を反映せず、間接民主制の機能不全が生じていると考えたときに、自らの意見を政治や行政に反映させるために住民投票の実施を求めるのである。

(2) 市長意見は、協議会の協議、県等の同意、公聴会の開催、議会の議決等により民意を反映させる制度が法定されているから、加えて住民投票を実施する意義を見出しがたいとする。しかし、これらの制度は多数の住民の意思を直接反映するのではなく、間接民主制の枠内で民意を聞き置くだけにとどまる可能性が高いものである。

さらに、議会において議論が積み重ねられて代表民主制が健全に機能しているとしているが、代表民主制が健全に機能していると住民が考えるのであれば、住民投票条例の制定を求める直接請求が行われるはずはない。住民は議会が民意を反映せず、間接民主制が機能不全を生じていると考えるからこそ住民投票の実施を求めているのである。

IR事業はカジノの誘致を意味しているが、これは刑法によって処罰される賭博の開帳を認める政策的一大転換であり、市民の間に多くの懸念や反対意見が生じるのは当然である。ギャンブル依存症、風紀の悪化、青少年に対する悪影響、世界的なカジノ産業斜陽化による収益の悪化が専門家によって指摘されているほか、国会議員とカジノ業者による汚職事件が発覚しており、IR推進は国民のためではなく利権のためである疑いが生じている。これらの懸念や疑惑があるにもかかわらず、税金を使ってカジノを誘致する正当性および必要性について市議会や市長が説明責任を果たしたとはとうていいえないのであるから、代表民主制が健全に機能しているというのはまったく事実の根拠を欠いている。

(3) 市長意見は、住民投票実施のコストを十分に考えなければならないとしているが、住民投票実施のコストが見合うものであるかどうかを明らかにするためには、まず始めにIR誘致のために支出される税金の総額および前記2でみた懸念に対処する社会的コストを明らかにするべきである。金銭では償いきれない損害が生じるおそれがあり、しかも多

額の税金を投入しようとしているにもかかわらず、民意を明らかにするためのコストを問題視することは本末転倒である。

(4) 市長意見は、条例に基づく住民投票の手続や効果に疑問を呈している。しかし、日本には多くの先進諸外国のような法律に基づく拘束力のある住民投票制度が事実上存在しないため、現時点では条例に基づく拘束力のない住民投票を実施するほかはない。実際に1996年8月の新潟県巻町の原子力発電所建設の賛否を問う住民投票以来、今日までに地域の重要な問題（市町村合併を除く）について40件を超える住民投票が行われており、大多数の事例では投票結果が尊重されて政策が変更されている。

議会や長など間接民主制の側には、住民投票は間接民主制の原則に反するという根強い不信感があるが、実際は全く逆である。投票結果が尊重され、間接民主制が住民代表としての本来の機能を回復することにより、住民投票は間接民主制を活性化しているのである。

(5) 最後に付言すると、住民投票とは住民が賛否両論を比較して自らの意見を形成し、一票を投じることにより、政治や行政に民意を反映させる制度である。住民は賛否両論を比較しなければ自らの意見を適切に形成できないから、住民投票を実施する際には賛否両論を提示し、議論を深めることが不可欠である。住民投票それ自体は中立的な制度であり、反対のための制度ではない。市長や議会がIR誘致を推進すべきだと考えるのであれば、市民を説得するための絶好の機会である。

その地域のことをいちばん正しく考えることができるのはその地域に住む住民である。地域のことをよく分かっているだけでなく、正しく考えなければ困るのは自分たちだからである。横浜市でIR誘致に関する住民投票が実施されれば、市民は地域の将来を真剣に考え、必ず適切な判断を示すはずである。それは本年11月の大坂市の都構想住民投票を始めとして、各地の住民投票の実践から得られた貴重な教訓である。

林市長は前回の市長選に際し、IR誘致については白紙であるとして自らの意見を表明せず、市民の意見を聞いて判断するという見解を示している。IR誘致という地域の重要な問題が選挙の審判を受けていないから市民は住民投票の実施を求めており、市民の意見を聞いて判断すると明言した市長にとって、住民投票はそのための最適な方法である。それにもかかわらず市長が住民投票に反対することは一貫性を欠いている。

あるいは林市長は多数の市民が反対していることを認識しているため、選挙での争点化を回避し、住民投票の実施も拒否して、市民が望まないカジノ誘致を強行しようとしているのだろうか。そうとすれば住民の代表であるはずの市長がまさに住民の望まないことをしようとしているのであり、間接民主制の機能不全がここに極まる事になる。そのようなことになれば、市民の市政に対する不信は高まり、次の選挙で厳しい審判が下されるこことになろう。

上記の点は単なる邪推であるが、そもそも市民の代表である議会や市長が市民の意見を聞かない理由はないはずである。市民の信託を受けた議会や市長が法定数の3倍を超えた署名の重みを受け止めて住民投票を実施し、この問題に対する議論を深め、推進または見直しのいずれであるとしても、市民の意見に基づいた判断が行われることを期待したい。